



Title	ヨーロッパ法における多元的法秩序間の調整問題について
Author(s)	伊藤, 洋一
Citation	新世代法政策学研究, 4, 93-117
Issue Date	2009-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43717
Type	other
File Information	4_93-117.pdf



ヨーロッパ法における多元的法秩序間の 調整問題について

伊 藤 洋 一

ご紹介いただきました伊藤でございます。

吉田先生から、北海道大学のグローバル COE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」の枠内で、ヨーロッパ法の専攻者として講演をして欲しいとの御依頼を受けました。お話がありました際に「多元分散型」という言葉が入っておりましたので、ヨーロッパ法を素材として、最近考えておりますことを、「ヨーロッパ法における多元的法秩序間の調整問題について」という、少々長いタイトルで、お話しすることにいたしました。

まず、本日の話の手順をご説明申し上げます。

以下では、まず最初に、今回のタイトルを、イントロダクションとして簡単に説明し、本論の前半で、古典的なヨーロッパ法のテーマであった EC 法と加盟国の国内法との関係を、「ヨーロッパ法における調整問題の登場」と題して、後半で、多元的法秩序間の調整問題という形で、近時大きな問題になってきました問題を、「ヨーロッパ法における調整問題の先鋭化」として扱います。この後半部分が、本日のテーマの中心となります。最後に、私なりに、現時点でこの問題について考えておりますことを付け加え、結びに代えたいと思っております。

はじめに

まずヨーロッパ法の問題が、「多元的な法秩序」という言葉とどのような関係にあるかについてお話しておきたいと思っております。

本論の前半は、ヨーロッパ法の専門家であれば誰でも知っている古典的

問題です。ヨーロッパ共同体設立当初からの根本問題は、自律的法秩序として成立したと主張するヨーロッパ法が、その加盟国の国内法秩序とどのような関係にあるかということでした。このような問題は、古典的な国際公法の世界においても、久しく論じられてきた、「国内法秩序における国際法規範の効力」という古典的問題と同種の問題でした。従って、EEC 発足当初の EC 法と加盟国の国内法との関係に関する議論は、本日の標題のような「多元的な法秩序間の調整問題」としては、殆ど認識されていなかったと言って良いと思います。

ところが、1990年代末あたりから、国際公法では「フラグメンテーション(fragmentation)問題」と呼ばれる問題が注目を集めるようになってきたようです。即ち、従来は統一的な立法者も司法権も無かった国際法秩序において、1990年代から2000年にかけて、新たな国際裁判所が相次いで創設されるようになった。その結果、国際法の世界では従来考えられなかった複数の国際裁判所、あるいは複数の国際条約秩序が併存することになり、従来一枚岩と考えられていた一般国際法の世界に、個別的な法秩序が次々に生まれ、それら相互間の調整問題が生じ始めた、というのです。しかし、国際法で問題になっているのは、あくまでも国際法レベルでの、それぞれ別の国際条約に基づく国際裁判所相互間での判断抵触であり、国内法における国際法の効力問題は、国際法の世界ではそもそも国内憲法問題であるとされているため、度外視されているようです。この点に注目すれば、国際公法と EC 法とでは、確かに問題意識を異にしていることになります。

しかし、翻って考えてみますと、ヨーロッパ法秩序の中には、EC 裁判所があり、加盟国の国内法がそれぞれ別個の法秩序として併存していると捉えることができます。つまり、加盟国の国内法秩序がそれぞれ独自の法秩序として併存しているながら、それらをカバーする法秩序としてのヨーロッパ法秩序の一体性が、EC 法の直接適用性や国内法に対する優越の問題として議論されてきたわけです。従って、今にして思えば、これら EC 法の古典的問題は、EC 法秩序の「フラグメンテーション問題」だったという視点から理解できるのではないかと、というのが私の今回の報告の眼目です。実際、後半の内容を若干先取りして申しますと、現在のヨーロッパにおける「多元的な法秩序の調整問題」に、EC 法と加盟国の国内法との調整について編み出されたアプローチが転用されつつあるように思われる

のです。

以上のような理由から、まず前半で、「多元的な法秩序の調整問題」の争点化の前史として、「ヨーロッパ法における調整問題の登場」(I)について、その次に近年の「調整問題の先鋭化」(II)についてお話をしたいと思います。

I. ヨーロッパ法における調整問題の登場

これからお話しするのは、時間的に言えば、EEC が発足した1950年代末から80年代までの約40年間です。具体的な「調整問題」としては、二つ、即ち第一に、先ほど来言及しております EC 法と国内法(A)、次に、現在国際法で問題になっている「フラグメンテーション問題」とまさに同質の問題である、EC 法とヨーロッパ人権条約(B)の関係を上げます。

A. EC 法と国内法

EC 法が加盟国の国内法秩序においてどのような法的効力を持つのかというテーマは、EC 法総論のハイライトとも言うべき古典的問題でした。

勿論、この問題は、国際法における古典的な問題である、国際法と国内法の関係という一般的な問題にほかなりません。しかし、国際法の世界では、国内法秩序において国際法規範がどのような法的効力を持つかは、あくまでも国内憲法問題だとされています。国内憲法問題だということであれば、一般国際法により一元的に決定することはできません。

ところが、EC 裁判所は、1963年のヴァン・ヘント&ロース事件¹という著名な事件において、EEC 条約は、古典的な単なる国際条約とは異なり、独自の法秩序を形成したのだと主張しました。その結果、国内法において EC 条約あるいは EC 法がどのような法的効力を持つかという問題は、国内憲法問題ではなく、EC 条約の解釈問題だと判示しました。更に、国内憲法体制にかかわらず、市民が直接裁判規範として国内裁判所において援用することができる規範が、EC 条約規定の中にあることを明らかにしました。

¹ CJCE, 5-2-1963, aff. 26/62, Van Gend & Loos, Rec. 1.

そのようなEC法規範が少なからず存在するということが分かってきますと、次の問題はもちろん、国内裁判所で援用されたEC法と国内法とが抵触した場合に、その適用関係がどうなるかという問題です。これは講学上、「EC法の国内法に対する優越」として知られている問題です。1964年のコスタ/ENEL事件²において、EC裁判所は、EC法の国内法に対する優越の問題を、加盟国の国内憲法に委ねるのではなく、あくまでもEC法秩序の問題として処理する態度を打出しました。先ほど名前を挙げましたヴァン・ヘント&ロース判決と、このコスタ/ENEL判決は、EC法秩序の基礎をつくった原理的な判決として、その後常に並び称されることになります。

このようにして、ヨーロッパ法秩序が、次第にその形を明らかにしてくるにつれ、ここに国内判例とEC判例の対立が生じることになりました。国内判例の反応については、二つの問題を区別する必要があります。第一は、EC法と通常立法の関係、特に国内後法(*lex posterior*)とEC法が抵触したときの適用関係、第二は、EC法と憲法規範の抵触問題です。容易に予想されるように、通常立法に関する場合よりも、憲法規範に対するEC法の絶対的な優越論の方が大きな問題となったことは言うまでもありません。

まず、EC法と国内後法との抵触事例について困難を生じたのは、国内裁判所の中でも、特にイタリアとフランスでした。イタリアでは、憲法裁判所が、先程名前をあげましたEC裁判所のコスタ/ENEL判決のわずか数カ月前に、当事者も争点も同じ、実際上の同一事件において、EC条約と国内後法との適用関係につき、「後法は前法を破る」という一般原則を適用して解決せよとする判断を下しておりました³。また、フランスの最上級行政裁判所である、国務院(*Conseil d'État*)も、1968年の判決において、第五共和制憲法第55条による条約の立法に対する優越規定にも拘らず、国内通常裁判所としては、EC法違反と国内後法との適合性審査は違憲立法審査となるので、後者の適用を排除することはできないという判断を示し

ました⁴。イタリア、フランスいずれの裁判所も、理由付けはともかく、EC判例の立場と真っ向から対立する判断を示したわけです。

幸いこのような状況はいつまでも続いたわけではありません。イタリア憲法裁判所は、1973年のフロンティーニ判決⁵により、上述のコスタ/ENEL判例を変更しました。他方、フランスでは、EC裁判所のコスタ/ENEL判決から実に四半世紀を経た1989年のニコロ判決⁶により、先の1968年判例を変更しました。かくして、通常立法との関係では、現在EC法の優先的な適用を正面から否定している国内裁判所は、加盟国の中に無くなりました。

これに対してEC法と憲法規範との適用関係については、未だにEC判例と国内憲法判例との間に完全な一致を見ておりません。特に、ECの当初からの加盟国の中で、憲法裁判所を持っていましたイタリア、ドイツでは、この問題は、学説・判例上、大問題となりました。

EC裁判所は、上述のコスタ/ENEL判例を、1970年のインテルナツィオナーレ・ハンデルスゲゼルシャフト事件において再確認し、全てのEC法は、憲法規範をも含む全ての国内法規範に優越すると判示しました⁷。しかし、EC裁判所のこの事件における判断を不服としたドイツの国内裁判所は、連邦憲法裁判所に更にEC規則の違憲審査を求めました。

この事件に関する連邦憲法裁判所の判断が出る前の1973年に、イタリア憲法裁判所は、今し方言及しましたフロンティーニ判決において、通常立法の場合と異なり、憲法規範とEC法の抵触事例では、EC法の優越を無制限に認めることはできないとし、イタリアの憲法の不可侵の原理との抵触につき、自らにEC規範の違憲審査権を留保しておりました。

ドイツ連邦憲法裁判所も、1974年に、基本的にイタリア憲法判例と同様

² CJCE, 15-7-1964, aff. 6/64, Costa / ENEL, Rec. 1141; EuGHE 10; ECR 585.

³ Corte cost., 24-2(7-3)-1964, n. 14, Costa / ENEL, Racc. 131.

⁴ CE Sect., 1-3-1968, Syndicat général des fabricants de semoules de France, Rec. Leb. 149.

⁵ Corte cost., 18(27)-12-1973, n. 183, Frontini, Racc. 503.

⁶ CE Ass., 20-10-1989, Nicolo, Rec. Leb. 190.

⁷ CJCE, 17-12-1970, aff. 11/70, Internationale Handelsgesellschaft mbH, Rec. 1125.

の立場を明らかにしました⁸。つまり、ドイツは、ボン基本法第24条に基づき、国際組織 (EEC) の為に主権制限をした。しかし、そのような主権制限、管轄権の委譲は無制限ではあり得ない。なぜならば、ボン基本法第79条3項によれば、憲法改正によっても改廃できない憲法規範があるからである。従って、国際組織に対する管轄権の委譲によっても、この憲法改正権の限界を脱法的に踏み越えることはできない、というのが基本的な連邦憲法裁判所の論理です。

それゆえ、この連邦憲法裁判所の判決も、EC法に対する憲法規範の優越が無条件には認められないとした点で、先ほどの1973年のイタリアの憲法裁判所のフロンティーニ判決と、基本的に同じと見うるわけです。通常立法との関係では、EC法の優越を認めつつ、しかし憲法規範、特に不可侵の憲法規範と考えられる、憲法規範中のハードコアの部分との抵触事例については別だとしたからです。

このような事態は、勿論、ヨーロッパ法秩序の中で、EC法について最終的な解釈権限を持っているEC裁判所と、国内憲法秩序において最終的な判断権限を持っている国内憲法裁判所の間に、少なくとも原理的な面で、明らかな対立が生じたということの意味しますので、いずれの事件も大きな注目を集めました。また、親ヨーロッパ統合の立場から見れば、これらの憲法判例が、EC判例に対して正面から挑戦するものであって、到底認めがたいと評され、したがって激しい批判を浴びたことも、容易に理解できると思います。EC判例の背後には、ヨーロッパの共同市場を設立するというEC条約の目的に照せば、「一つの市場、一つの法」、即ち「EC法の統一適用性」を確保することは、そもそも共同市場を設立する以上、当然要請される筈だという考え方があるのはもともとで、これは何人といえども否定しがたい論理だろうと思います。

しかしながら、国内憲法裁判所の方も、EC判例にそう簡単には賛同できません。ドイツやイタリアの憲法裁判所のような憲法の保障者である機関にとっては、やはり最高規範はEC法ではなくて憲法規範です。EC法に一定の範囲で、国内法に対する優越が認められるとしても、あくまでもそ

れは、憲法により、そのような優越が主権制限の結果として、認められているにすぎないのですから、その優越には当然憲法上の限界があるわけです。

この点を特に強く主張したのは、1974年の「ゾーランゲ I 判決」として知られるドイツ連邦憲法裁判所の判決でしたが、この判決は、次のような論理を展開しました。確かにECに対してドイツ連邦の主権を制限し、一定の範囲で管轄権を委譲したが、それには限界がある。その限界は、ドイツ憲法上の不可侵の原理、基本権保障である。ここで、EC法の統一適用性と不可侵の憲法原理の保障という相反する要請の調整のためには、EC法秩序の現状においてボン基本法の要求している不可侵の原理の保障が、どの程度なされているかを検討すべきである。ヨーロッパレベルに信頼の置ける基本権保障が存在するならば、憲法裁判所の方では、違憲審査を自制しよう、という立場を打出しました。そこで、連邦憲法裁判所は、ヨーロッパレベルにおける基本権保障の現状を検討しましたが、多数意見は、近時のEC判例による基本権保障の努力は認めるが、EC法の現状では、ボン基本法に相当する十分な基本権保障が制度的に確保されているとは認められないと判断し、係争EC規則の違憲審査につき本案判断を下しました。本案の結論としては、係争EC規則は違憲ではないと判断しましたので、その限りでは、EC裁判所と異なる結論に達したわけではありません。しかし、連邦憲法裁判所が、そもそもEC規範の違憲審査に関する自己の管轄権を肯定した点は、そのような審査を全面的に否定していたEC判例と、明らかに対立するものでした。

このようなEC判例と憲法裁判所との対立が、EC法の統一適用性の見地からすれば、憂慮すべきであるのは当然であり、実際、ドイツ連邦憲法裁判所の「ゾーランゲ I」判決は、EC機関筋からは勿論、学説からも集中砲火を浴びました。

しかし、EC判例、国内憲法判例のいずれも、それぞれの法秩序の中だけで見れば、首尾一貫した論理の上に成り立っています。けれども、理論的な見地から見ますと、一方のEC判例は全てのEC法規範について、全ての国内法規範に対する絶対的優越を主張し、他方の国内憲法裁判所はそのような絶対的なEC法の優越を否定しているのですから、両者は明らかに相容れません。

⁸ BVerfG (2. Senat), 29-5-1974, Internationale Handelsgesellschaft mbH [Solange-I], BVerfGE 37, 271.

このような状況は、今にして思えば、各加盟国が存在し、ヨーロッパレベルでの新たな法秩序が自律的なものとして、自己の存在を主張し始めたため、多元的・自律的な法秩序の相互間で抵触が生じ、その法秩序間につき調整問題が生じたのだ、と捉え直すことができ、近時の国際法の言葉で言えば、まさにEC法の「フラグメンテーション」の問題であったと言えることができるのではないかと思います。

さて、今触れました「ゾーランゲ I」判決の後、ドイツ連邦憲法裁判所は、圧倒的な批判論の前に、EC判例との関係修復のための方策を模索しました。ここでは、このような、異なる法秩序の併存状況の下での関係調整のための努力を、「共生の作法(modus vivendi)の模索」と呼びたいと思います。そのような模索の結論は、1986年の、これも有名な「ゾーランゲ II」決定⁹において示されることになりました。

「ゾーランゲ I」も「ゾーランゲ II」も、ECに対する権限委譲にドイツ憲法上の限界があり、ECレベルにおいても、ボン基本法に相当する基本権保障がなされていない限りは、連邦憲法裁判所にEC法規範の違憲審査権がある、という前提は同じです。しかし、「ゾーランゲ II」では、連邦憲法裁判所は、特にEC判例による基本権保障の充実を積極的に評価した結果、「ゾーランゲ I」判決以降、EC側の基本権保障を巡る事情に大きな進展が見られたとして、結論を変更しました。即ち、今やECレベルの基本権保障は十分になされるに至っており、このようなEC側での基本権保障が十分になされている間は(solange)——ここでもう1回、solangeという文言が使われているため、「ゾーランゲ II」と呼ばれるようになったわけです——、連邦憲法裁判所としては、EC法規範の違憲審査権行使を自制すると判示し、却下判決を下しました。

「ゾーランゲ I」も「ゾーランゲ II」も、最終的に係争EC法規範の違憲判断をしたわけではない点では、同じですが、前者が本案に入ったのに対して、後者では、そもそも本案に入らず却下した点が重要な違いです。つまり、連邦憲法裁判所には、本来EC法規範の違憲審査「権限」はあるが、上述のようなEC法秩序側の条件が満たされている限り、違憲審査権の「行使」を自制するということによって、EC判例との正面衝突の可能性を

⁹ BVerfG (2. Senat), 22-10-1986, [Solange-II], BVerfGE 73, 339.

際上なくす努力をしたわけです。

B. EC法とヨーロッパ人権条約

もう一つの「フラグメンテーション」問題と関係するヨーロッパ法上の問題は、EC法とヨーロッパ人権条約との関係でした。

まず制度的前提を確認しておきましょう。ECの加盟国は当初の6カ国から、数次にわたる拡大を経て、現在、27カ国を数えるに至っていますが、ヨーロッパ人権条約の当事国は現在47ヶ国です。つまり、ECの加盟国は、全てヨーロッパ人権条約の加盟国であるが、逆は真ではないということです。

さて、ヨーロッパ人権条約がEC法との関係について、重要な意味を持つようになってきた一つの理由は、先ほどお話しした国内憲法判例、EC法と憲法規範との適用関係に関する、イタリアやドイツの憲法判例の展開にありました。ドイツやイタリアの憲法判例は、憲法規範に対しては、EC法の絶対的優越を認め得ないと主張しました。その最も重要な論拠は、イタリア憲法あるいはドイツ憲法において、不可侵の原理であるような憲法規範との抵触の場合には、EC法の優越を認めるわけにはいかないという点でした。さて、その不可侵の憲法原理の最も中心的存在は、まさに両国の歴史的経験を反映した、基本権保障でした。ヨーロッパレベルで基本権保障がきちんとなされているのであれば、自分達としては、EC法の憲法規範に対する絶対的な優越を認めるわけにはいかない。これが、憲法裁判所の論理でした。

この点を特に強く主張したのは、先ほど紹介しました、1974年の「ゾーランゲ I」判決でしたが、連邦憲法裁判所の多数意見は、ヨーロッパレベルにおける基本権保障の現状を検討する際に、成文化された基本権カタログが存在しないことを一つの有力な理由とし、現状では、ボン基本法に相当する十分な基本権保障が確保されているとは認められないという結論を導いていました。

しかし、1970年代の時点で、EC内部で新たな基本権カタログを作るとは、当時の政治状況に照らすなら、実際上不可能でした。そうなれば、誰もがすぐに思い浮かべるのは、ヨーロッパ人権条約です。当時のEC加盟国は全て、ヨーロッパ人権条約の当事国であり、ヨーロッパレベルで成

文化された基本権カタログとして、最も異論なく認められそうなものは、このヨーロッパ人権条約を措いて他にはありませんでした。

そこで、EC裁判所は、上述のようなドイツ・イタリアの憲法判例に対抗して、EC法秩序においても十分な基本権保障が可能であることを強調する判例政策を展開しました。勿論、EC条約は経済統合のための条約ですから、完全な基本権カタログを含んでいるわけではありませんが、ヨーロッパ人権条約や加盟国に共通な憲法的伝統を考慮しつつ、不文規範たるEC法の一般原理として、EC法秩序においても基本権保障がなされ得ると判示しました¹⁰。

こうして、加盟国の憲法秩序との関係では、EC法の一般原理を介して、ヨーロッパ人権条約を間接的に使うことにより、EC法秩序における基本権保障の実を主張することが可能となったわけですが、今度は別の問題が出てきました。つまり、加盟国がEC法を国内施行した場合、そのような加盟国の施行措置が、ヨーロッパ人権条約との関係でどのような扱いを受けるかという問題です。

EC判例がヨーロッパ人権条約を参照するようになった結果、EC法とヨーロッパ人権条約との抵触可能性の問題が生じたわけで、これはまさに最近問題になっている、国際法における「フラグメンテーション」問題事例にほかなりません。ともに国際裁判所であるEC裁判所とヨーロッパ人権裁判所との間で、判例抵触の可能性が問題となったからです。

もともと、1990年以前の段階では、そもそもEC法規範とヨーロッパ人権条約との適合性を、どのように裁判上争うべきかが明確ではありませんでした。というのも、確かにECの加盟国は全てヨーロッパ人権条約の当事国でもありましたが、EC自体は、ヨーロッパ人権条約の当事者ではありませんので、ヨーロッパ人権条約の法的拘束を受ける筋合いは無いわけです。従って、EC法の国内施行措置に対してヨーロッパ人権条約違反を主張する際に、当初はECを直接被告としてヨーロッパ人権委員会に提訴したりいたしましたが、ECはそもそも人権条約の当事者ではなく、被告適格が無いため、却下を免れませんでした。このように、訴訟ルートの明

¹⁰ CJCE, 12-11-1969, aff. 29/69, Stauder, Rec. 419; CJCE, 14-5-1974, aff. 4/73, Nold, Rec. 491.

確化に時間を要したため、EC法のヨーロッパ人権条約との適合性審査問題が正面から扱われるような裁判例は、長い間現れませんでした。

ところが、そのような試行錯誤の後、ついに1990年代に入ると、ヨーロッパ人権裁判所が、EC法とヨーロッパ人権条約との適合性につき本案判断を行う事件が現れます。これらの事件について、次にお話しすることにいたします。

II. ヨーロッパ法における調整問題の先鋭化

A. EC法とヨーロッパ人権法

1. ヨーロッパ人権判例の展開

これまでお話ししましたように、EC法秩序における基本権保障問題は、EC法の国内法に対する絶対的優越を貫徹できるかどうかという極めて重要な問題と密接不可分の関係にあるため、EC判例は、ヨーロッパ人権条約を間接的ながら基本権保障に用いるようになりました。しかし、ヨーロッパ人権条約の有権解釈権を持つのは、ヨーロッパ人権裁判所です。EC裁判所が、EC法秩序における基本権保障基準に照して、例えばEC法令を適法と判断したとしても、当該EC法令の、加盟国による国内施行措置に対して、ヨーロッパ人権条約違反の主張がなされる可能性があります。そのような場合につき、1990年代半ば以降、ついにヨーロッパ人権裁判所が、EC法とヨーロッパ人権条約との適合性について本案判断を行うにいたりしました。

最初の事件は、1996年のカントーニ事件¹¹です。この事件で争われたのは、EC指令(directive)です。EC指令の忠実な国内施行措置について、国内施行をした加盟国——本件ではフランス——に対して、ヨーロッパ人権裁判所において、人権条約違反を主張できるかが問題となりました。次に

¹¹ CEDH, 15-11-1996, Cantoni, Rec. 1996-V.

現れたのが、1999年のマシューズ事件¹²です。この事件では、カントーニ事件とは異なり、今度は派生法ではなく、条約レベルの規範に対して人権条約違反の主張がなされました。この事件での被告は、イギリスでした。ヨーロッパ人権裁判所は、この二つの事件いずれにおいても、自己の裁判管轄権を肯定しました。EC法の忠実施行措置をとった人権条約加盟国を相手取り、ヨーロッパ人権裁判所で、人権条約違反を主張するルートが、ついに明らかとなったわけです。

問題は、EC法の忠実施行措置を行った加盟国の免責可能性です。ヨーロッパ人権条約により、その加盟国は人権条約の遵守義務を負っていますが、あくまでもそれは自己の「管轄権」に属する限りにおいて(ヨーロッパ人権条約第1条)です。EC加盟国が、国際組織であるECに一定の立法権限を委譲した結果、そのECが立法権限を行使した場合、EC法を忠実に施行したに過ぎない加盟国について責任を問えるかどうか、大きな問題でした。

ヨーロッパ人権裁判所の上述の二つの判決例はともに、そのような場合でも加盟国は免責されないと判示しました。このことは、EC側から見れば極めて重大な意義を持ちました。なぜならば、ECは自らがヨーロッパ人権条約の当事者でないにも拘らず、間接的にはあれ、EC法についてヨーロッパ人権条約との適合性を一方的に審査されるという状況に陥ったからです。

2. 共生の作法の模索

そこで、EC側でも、既に上述のカントーニ判決の前に、このような事態の出現を予想し、ECまたはEU自身として、ヨーロッパ人権条約に加盟することを検討し始めておりました。その場合にどのような法的問題があるか、現在のEC条約の下でヨーロッパ人権条約に加盟できるかにつき、EC裁判所に勧告的意見が求められ、EC裁判所がこれに答えたのが、1996

年の意見¹³です。EC裁判所は、この1996年意見において、現在のEC条約には、ECまたはEU自体として人権条約に加盟する管轄権の法的な基礎が無いと判示しました。換言すれば、条約改正をしてからでなければ、ヨーロッパ人権条約に加盟することはできないというのです。

そこで、まず2004年のEU憲法条約¹⁴、更に2007年のリスボン条約¹⁵(本講演時点では未発効)では、EUはヨーロッパ人権条約に加盟するという明文規定を置くことにより、条約上の法的基礎を整えました。EUの人権条約への正式加盟が実現すれば、EU自身が条約当事者となることによって、訴訟事件において自己の防御権を保障することができるでしょう。あるいは加盟交渉段階で、EC裁判所とヨーロッパ人権裁判所との間の何らかの関係調整メカニズムを導入することも考えられます。しかし、実際にEUのヨーロッパ人権条約加盟が実現するかは、EU側のみの事情を見ても、政治的に極めて微妙な問題であり、予断を許しません。それゆえ、現時点では、このような立法論的解決は、あくまで可能性に過ぎません。

けれども、一方で、EC法秩序という独自の法秩序、他方で、ヨーロッパ人権条約の法秩序が併存し、且つ両者の抵触問題が、ヨーロッパ人権裁判所判例の展開により現実化した以上、両者の関係をどのように調整するかは、実際の見地からも極めて重要な問題となります。この点は、EC判例とヨーロッパ人権判例との間に抵触が生じた場合に、EUの加盟国の国内機関、例えば国内裁判所が、どのような困った立場に迫られるかを考えてみれば、容易に理解できる筈です。EUの加盟国は全て、同時にヨーロッパ人権条約の加盟国でもありますので、EC裁判所と人権裁判所の判断に抵触が生じた場合には、「あちらを立てればこちらが立たず」という事態が生じ得るわけです。

ところが、つい先程言及しましたような立法論的解決は、いずれにせよ現段階では役に立ちません。それ以外の方策を探すしかありません。そこで、このような試みを「共生の作法」の模索と呼んでお話しすることにし

¹² CEDH, 18-2-1999, Matthews, Rec. 1999-I; 戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子(編)『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社(2008)66-72頁[庄司克宏].

¹³ CJCE, 28-3-1996, avis 2/94, Adhésion de la Communauté à la CEDH, Rec. I-1759.

¹⁴ Art. 1-9, para. 2.

¹⁵ リスボン条約による改正後のEU条約(art. 6, para. 2); リスボン条約第8付属議定書.

ます。この点に関しては、ヨーロッパ人権裁判所の有名な判決があります。2005年6月のボスフォラス判決¹⁶です。この事件では、先ほどのカントーニ事件やマシューズ事件と同様、EC規範が加盟国により国内実施され、このEC法に忠実な加盟国の実施措置が、ヨーロッパ人権条約違反だと主張されました。

まず、ボスフォラス判決に至る背景を説明しておきます。

先のカントーニ事件やマシューズ事件では、ヨーロッパ人権裁判所は、加盟国は人権条約の当事国である以上、人権条約上の義務を免れない。たとえ国際組織に対して一定の範囲で管轄権を委譲した場合でも、同じだとしました。ヨーロッパ人権判例によれば、加盟国は、EC規範の忠実な実施措置であっても、ヨーロッパ人権条約上は免責されないということでした。実は、ヨーロッパ人権裁判所のこれらの判断は、1990年に、ヨーロッパ人権委員会——人権委員会は、ヨーロッパ人権条約第11議定書の発効にともない1999年に廃止され、現在では人権裁判所に一元化されました——が、メルヒヤース事件において示した判断¹⁷を否定したものと受け取られておりました。

この1990年のメルヒヤース決定は、先ほど言及しました「ゾーランゲⅡ」決定の論理を、ヨーロッパ人権条約のメカニズムに移植したものでした。つまり、ECレベルでヨーロッパ人権条約の要求水準に相当する基本権保障がなされている限りは、人権条約機関の方では審査権限の行使を自制すると述べたわけです。ところが、ドイツ連邦憲法裁判所の「ゾーランゲⅡ」決定については、学説上、好意的な見解が圧倒的でしたが、この人権委員会のメルヒヤース決定に対しては、特にヨーロッパ人権法の関係者から、国内裁判所と国際裁判所との立場の違いを理由とする、極めて強い批判がなされていました。

そこで、ヨーロッパ人権裁判所は、先ほどのカントーニ事件およびマシューズ事件において、ヨーロッパ人権委員会のメルヒヤース決定の論理を

否定する判断を下したわけです。しかし、今度は、先程申しましたように、ヨーロッパ人権裁判所とEC裁判所との判断抵触の危険に直面することになりました。EC裁判所の方では、先に言及しましたEU自身の人権条約加盟という立法的解決の目処が立っていない以上、可能な限りヨーロッパ人権裁判所判例を考慮し、人権判例との抵触回避に努めるのが精一杯です。そこで、人権裁判所の対応が注目されていたところに下されたのが、大法院による2005年のボスフォラス判決でした。

この判決は、まず、人権条約の加盟国は、国際組織に対する管轄権委譲を理由として、人権条約上当然に免責されるわけではないとした点では、カントーニ判決やマシューズ判決と同様の前提に立っています。しかし、人権条約の加盟国が、EUのような国際組織に参加し、その条約上の義務を履行することも、それ自体正当な目的である。従って、EC・EUの枠内での誠実な国際組織上の義務履行行為については、ECレベルにおいて、人権条約と「同一」とは言わないまでも、それと「同等」の基本権保障がなされているならば、人権条約との適合性が一応「推定」されるということです。ECレベルにおいて、ヨーロッパ人権条約と同等の、手続的または実体的な基本権保障の実があると認められるならば、当該事件についても、人権条約への適合性につき一応の推定がなされる。但し、その推定は、あくまでも「一応の推定」に過ぎず、具体的な事案において、明らかにECレベルで十分な保障がなされていない、あるいは審査メカニズムの機能が正常でなかったとの反証がなされるならば、推定は覆される、という複雑な判断手法を提示しました。なお、本件事案においては、全員一致の判断で、人権条約違反が否定されています。

このボスフォラス判決の論理と、ドイツ連邦憲法裁判所の「ゾーランゲⅡ」決定との類似性は、明らかでしょう。ボスフォラス判決の上述のような判断手法については、少数意見が付されており、EC法のみに一応の「推定」を認め、特別扱いすることに対する有力な批判もあります。しかし、ボスフォラス判決における多数意見は、カントーニ判決やマシューズ判決の示唆していたような、無制限なEC法規範の間接的審査から生じるEC判例との抵触の危険を小さくするために、「ゾーランゲⅡ」決定と人権委員会のメルヒヤース決定との中間を狙った苦肉の策を打出したと見るように思われます。

¹⁶ CEDH, 30-6-2005, Bosphorus Hava Yollari turizm ve ticaret anonim sirketi / Irlande, Rec. 2005-VI; 戸波・北村・建石・小畑・江島(編)『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社(2008)59-65頁[須網隆夫].

¹⁷ ComEDH, 9-2-1990, req. 13258/87, Melchers & Co. / RFA, DR 64, 138.

B. EC法と国連法

これまでお話ししてきたのはEC法と国内法、EC法とヨーロッパ人権条約という話でした。ところが最近になって、更にEC法と国連法という紛争類型が現れました。これはいわゆるテロリズムに対するリスティングという問題です。つまりアルカイダやオサマ・ビンラディンと関係があると思われる団体や私人について資産凍結、預金封鎖をする、ブラックリストを作るという話です。

しかし、事件の真の原因は、国連安全保障理事会決議にありました。EU加盟国は全て国連加盟国でもありますので、EUでは、勿論国連安保理決議を実施するための法令を制定しました。その後、更にEU加盟国は、EC法令の国内施行措置をとりました。そこで、加盟国の実施措置に対して、EC法上の基本権侵害主張がなされ、実際に事件がEC裁判所に上がってきました。

EC裁判所に事件が繫属した際に問題となるのは、まず、国連安保理決議に関するEC裁判所の審査管轄権です。EC裁判所が、国連安保理決議の忠実な実施措置として制定されたEC法令につき、実体審査をすれば、間接的ながら、安保理決議のEC法規範との適合性審査となるからです。先ほど申しました、EU加盟国がEC法令の忠実施行措置をとった場合、ヨーロッパ人権裁判所が、国内施行措置につきどのような審査権限を持つかという問題と、類似した問題であることがご理解いただけるだろうと思います。いずれの場合においても、紛争の真因は自己の法秩序に属していない法規範であるため、審査権限の有無・範囲が、そもそも問題となるのです。

さて、この問題に関する最初の裁判例がEC第一審裁判所のユスフ判決¹⁸でしたが、この判決に対しては少なからぬ批判があり、EC法秩序における最終的決定権を持つEC裁判所が、どのような判断を示すかが注目されておりました。このような状況のもとで昨年秋に下されたのがEC裁判所のカディ判決¹⁹です。まず前者から簡単に紹介しておくことにいたします。

¹⁸ TPICE, 21-9-2005, aff. T-306/01, Yusuf, Al Barakaat International Foundation / Conseil & Commission, Rec. II-3533.

¹⁹ CJCE, 3-9-2008, aff. jtes C-402/05 P & 415/05 P, Kadi & Al Barakaat International Foundation / Conseil & Commission, Rec. I -6351; [2008] 3 CMLR 41; 中村民雄「国連

EC第一審裁判所のユスフ判決は、国連憲章第103条に、国連憲章上の義務が他のすべての条約に優先するという、明文規定があるため、EC第一審裁判所において直接攻撃されているEC法上の措置が、国連安保理決議の忠実施行措置である以上、その根拠規範である国連安保理決議については、EC裁判所に審査権限が無いと判断しました。但し、国際法上の強行規範(jus cogens)に反する場合は別だと付言し、この場合に限り、EC裁判所の審査権限を肯定しました。

これに対して、EC裁判所のカディ判決は、異なるアプローチをとりました。即ち、EC法秩序と国際法秩序はそれぞれ別個独立の自律的法秩序であって、EC裁判所において直接攻撃されているのがEC法令である以上、たとえその根拠規範が実質的には国連安保理決議であっても、EC裁判所がその適法性を審査できるのは当然だ、という点から出発します。勿論、国連安保理決議自体について、EC裁判所が直接判断する権限はありません。国連安保理決議を忠実に施行したEC法令が違法判断を受け、取消されれば、少なくともEC域内では、国連安保理決議の実施はできなくなります。しかし、EC裁判所は、係争EC法令を違法と判断した場合でも、あくまでもEC法秩序内部で国連安保理決議の実施が阻害されるのみであって、国連安保理決議自体が無効とされるのではないという、国際法と国内法との関係についてのドイツ・イタリア憲法判例を髣髴とさせるような二元論的な説明をしています。こうして、自己の管轄権を肯定した上で、本案審理に入り、テロ関連団体・関係者の指定措置については、国連レベルにおける手続保障が、ヨーロッパ法レベルの手続的要求に比して、極めて低水準であり、措置目的の正当性は認めうるとしても、比例原理に違反しており、到底認め難い人権侵害だとの結論を導きました。

このカディ判決が、特に第一審裁判所のユスフ判決と比べて、注目されるのは、その判断枠組です。実は、カディ事件で論告を担当したマドゥーロ(Maduro)は、判決よりも明確に、前述の「ゾーランゲII」決定類似的提

安保理決議を実施するEC規則の効力審査—テロリスト資産凍結(カディ)事件・上訴審判決. Joined Cases C-402/05 P and C-415/05 P, Kadi and Al Barakaat International Foundation v. Council [2008] ECR I-(未登載)(2008年9月3日欧州司法裁判所判決)」。ジュリスト1371号(2009)48頁。

案をしておりました²⁰。つまり、本件事案では、明らかに国連レベルでの権利救済水準が低いので問題外だが、もし国連法レベルでも、EC法レベルに相当する水準の基本権保障がなされているのであれば、EC裁判所側が、国連安保理決議に基づく、ECによる忠実な国内施行措置を審査しないとするのも可能だということまで踏み込んでおりました。

しかし、既に見ましたように、EC裁判所の判決は、そこまで踏み込まず、本件では、ヨーロッパ法の水準に相当する基本権保障が、そもそも国連法レベルには存在しないと強調するにとどめました。従って、カディ判決自体は、本件ではそもそも明示的な判示の必要が無かったため、「ゾーランゲII」型の立論を採用しませんでした。将来、万一国連レベルの基本権保障水準が十分であるとされる事例が現れたならば、「ゾーランゲII」型の判断をする余地を残したと見る事もできるように思われます。

C. EC法と国内法

既に申しましたように、EC法と国内法との適用関係に関する問題は、EC法の世界では古典的問題ながら、1970年以降、言わば膠着状態に陥っておりました。イタリア憲法裁判所は、依然としてフロンティエーニ判例の路線を堅持しており、ドイツ連邦憲法裁判所も「ゾーランゲII」の立場を堅持しています。EC判例も一歩も退かず、国内判例も従来判例の線を一歩も譲らず、両者睨み合ったまま動かないという状況が続いています。

さて、憲法規範とEC法の抵触問題が、裁判所上問題となるような制度を持っていたのは、EC原加盟国のうちドイツとイタリアのみであったため、この問題については、長い間、もっぱらイタリア・ドイツの判例学説が主導的役割を果たしてきました。ところが最近になり、フランスの国内裁判所が、この問題について興味深い判例を展開し始めました²¹。

EC指令の忠実な国内施行立法について、違憲立法審査が問題となる事例が現れたからです。従来もこのような類型の事例が絶無だったわけではありませんが、この論点が争点化することなく処理されていたため、2004

年以降、漸く正面からこの問題を扱う憲法院(Conseil constitutionnel)判決が相次いで下されることになったのです。

その最初の事例が、2004年6月の判決²²であり、もう一つの重要判決が2006年7月の判決²³です。両者とも、EC指令の国内施行立法に対して違憲主張がなされた事例です。問題は、EC指令の忠実な国内施行立法がなされた場合、その立法の違憲審査をすれば、間接的ながら、その根拠たるEC指令の違憲審査をすることになる点です。勿論、形式的には、直接的な違憲主張の対象は、国内立法ですので、他の事例同様、憲法院に違憲立法審査権限があると言えないことはありません。しかし、この場合に、通常法律と全く同じ違憲審査をして良いかは、EC法の国内法に対する優越原理との関係で大きな問題となります。

この2004年判決において、憲法院は、まず、EC法令の忠実な国内施行が憲法上の義務でもあると判示しています。憲法院は、フランスは自由意思によってEUに参加すると規定した憲法第88-1条を根拠として、EC法の国内施行義務を憲法上の義務だとする解釈を示しました。しかし、EC法の忠実な国内施行義務が憲法上の義務であるならば、そのような施行義務は、当然憲法規範の枠内に留まるものでなければならない筈です。係争立法の根拠たるEC指令自体が違憲である場合には、EC法の忠実な国内施行義務は、もはや憲法上の義務とは言えないのではないかという疑問が生じるのは当然です。

国内法秩序における最高規範は憲法規範であるという前提からすれば、イタリアやドイツの憲法裁判所と同様、EC規範に関する自己の違憲審査権を原則的に肯定することになる筈です。ところが、フランスの憲法院は、イタリア・ドイツの憲法裁判所いずれとも異なる、第三の解決策を打ち出しました。

即ち、EC法令の効力問題については、EC裁判所がEC条約上、排他的な審査権限を持っているので、憲法院は、EC裁判所の管轄権を尊重する。

²⁰ Poiars Maduro, concl. s. l'aff. Kadi, pt. 54.

²¹ 拙稿「EC法の優越とフランス憲法規範—フランス国内判例の新展開」慶應法学12号(2009)101頁以下参照。

²² Cons. const., 10-6-2004, n° 2004-496 DC, Loi pour la confiance dans l'économie numérique, Rec. 101.

²³ Cons. const., 27-7-2006, n° 2006-540 DC, Loi relative au droit d'auteur et aux droits voisins dans la société de l'information, Rec. 88.

より具体的に言えば、EC指令の忠実な施行立法については原則として違憲審査をしない。但し、例外がある、というのです。この例外については2004年の判決例と、その後の判決例とで文言変更がありましたので、新しい方の2006年7月の判決における定式を申しますと、「フランスの憲法的アイデンティティーに内在する原理」に反する場合は別である、と判示しました。つまり、EC指令の間接的な違憲審査になるので、EC指令の忠実な施行立法については原則として違憲審査を行わないとしつつ、フランス憲法のアイデンティティーに関わるような固有の憲法規範との抵触が生じる場合は、憲法院の違憲審査権を留保したわけです。

この憲法院の新判例は、先に触れたドイツ連邦憲法裁判所の「ゾーランゲII」決定と論理構成が違います。フランス憲法院は、EC法令の適法性審査に関するEC裁判所の排他的管轄権を承認し、従って、EC裁判所で可能な適法性審査については、重ねて憲法院が審査すべきではないという立場をとりました。しかし、フランス憲法に固有の憲法規範は、そもそも定義上、ECレベルには存在しないので、憲法院による違憲審査の対象となります。憲法院の新判例は、換言すれば、EC法秩序に属する上位規範との適合性審査についてはEC裁判所の排他的審査に委ねるが、EC裁判所での審査を性質上期待できないフランス憲法固有の規範についてはフランス憲法院が審査するという、一種の役割分担論と見ることができるのです。

ドイツやイタリアの憲法判例では、基本的には全ての不可侵の憲法原理が、EC法規範の違憲審査の際の審査規範となります。これに対して、フランス憲法院の場合には、違憲審査の基準となる憲法規範の範囲が、「フランスの憲法的アイデンティティーに内在する原理」に限定されています。この点の違いが明瞭に現れるのは、EC法令の権限超越 (ultra vires) 事例です。ドイツ連邦憲法裁判所は、有名なマーストリヒト判決²⁴において、EC法令が、加盟国権限を侵害して制定されたかについては、自らが判断すると判示しましたが、フランス憲法院は、ECと加盟国との管轄権配分問題はEC裁判所の排他的審査権に属する問題であるので、これはEC裁判所に委ね、憲法院側は独自の審査をしないという態度をとりました。これは、審査基準となる規範の性質に応じた役割分担論と言えらるうと思いま

²⁴ BVerfG 12-10-1993, [Maastricht-Urteil], BVerfGE 89, 155.

す。

このように1990年代から2000年にかけて、ヨーロッパ法秩序と他の法秩序との関係を巡る調整問題が先鋭化してきたわけですが、このような経緯からいかなる教訓を導けるかについて、若干お話をして結びに代えたいと思います。

結びにかえて

本日お話しいたしましたように、多元的法秩序間の調整問題は、そもそも、独自の法秩序としての自律性を各々が主張していることに起因しています。ヨーロッパについて言えば、EC法秩序、加盟国の憲法秩序、更にヨーロッパ人権条約が、皆それぞれの法秩序につき、自律性を主張しており、更にこれらの法秩序には、各法秩序の守護神としての裁判所があります。EC法にはEC裁判所が、ヨーロッパ人権条約にはヨーロッパ人権裁判所が、更に多くの加盟国には憲法裁判所があります。カディ事件などでは、その上更に、国連法とEC法との抵触問題までが現れました。国連法の場合も、国連憲章第103条が、国連憲章上の義務は他の全ての条約に優先すると規定し、国連法秩序の優越性、自律性を主張しているわけです。

このように多元的な法秩序が併存し、各々が自律性を主張するのみならず、自前の裁判所を持つようになると、これらの裁判所が、自分の守るべき法秩序の自律性を強調する態度を取るのとは当然でしょう。それでも、各法秩序間の抵触が学校設例に留まっていた間は、学説レベルの議論だけで済んでいましたが、1990年代以降、次々に思ってもみなかったような具体的事例が現れるようになりました。特にヨーロッパでは、EC裁判所とヨーロッパ人権裁判所という地域レベルの国際裁判所が複数存在し、しかも両者が活発に活動しているため、多元的法秩序の調整問題が、地球上の他のいかなる地域におけるよりも、先鋭化しています。国連法とEC法、あるいはヨーロッパ人権法とEC法、更にその間に国内憲法判例が加わるという状況下で、これらアクター間に判断の抵触が生じると、複数の国際組織に同時に加盟している加盟国としては、「あちらを立てればこちらが立たず」という立場に迫られ、対応に苦慮せざるをえません。

このような多元的法秩序間の調整問題を解決することは、勿論容易では

ありません。

第一に考えられるのは、立法論的解決でしょう。

一般国際法の世界でも「フラグメンテーション」問題が、1990年代末から2000年にかけて次第に注目を集めるようになり、ICJのギヨーム(G. Guillaume)長官が、2000年10月の国連総会における「ICJ年次報告」の中でこの問題に注意を喚起しています²⁵。同長官は、その解決策として、第一に、近年の国際裁判所の増加が「フラグメンテーション」問題の重要な原因であるので、ICJをそれらの国際裁判所の上訴審とし、判例統一を図ること、第二に、国際法上の一般的な問題についてはICJに勧告的意見を求める、EC法でいえば先決問題の移送手続のようなものを、国際裁判所相互間で創設することを提案しております。

しかし、率直に言って、このような提案の実現は、現在の政治情勢から見てまず期待できないだろうと思います。そもそも、ヨーロッパ人権裁判所と加盟国の国内裁判所との間についてすら、このような先決問題移送手続は、随分以前から提案されておりますが、実現は見込み薄です。まして、国連レベルでの実現を期待するのは、非現実的としか考えられません。

もう一つ、より根本的な方策が無いではありません。複数の法秩序の併存に起因する問題を根本的に解決するには、併存する複数の法秩序を統一すれば良いのです。

しかし、この方策は、そもそもヨーロッパレベルだけで考えても、極めて困難だと思われます。EC法と国内法との関係について言えば、EUが「ヨーロッパ合衆国」として連邦制に移行すれば、「連邦法は州法を破る」という連邦法の優越の問題として決着がつくでしょう。しかし、連邦制には未だほど遠かったEU憲法条約の挫折は、記憶に新しいところです。

また、EC法とヨーロッパ人権条約との関係については、EUのヨーロッパ人権条約加盟が、既に実際に検討され、リスボン条約によるEU条約改正までなされています。ヨーロッパ人権条約にEUが加盟するとなれば、当然、EC裁判所とヨーロッパ人権裁判所との間の判例抵触を防止するために、何らかの制度的な手当がなされるだろうと思いますが、これも近い将来の実現は困難であろうと思われます。

²⁵ <http://www.icj-cij.org/court/index.php?pr=84&pt=3&p1=1&p2=3&p3=1>

立法論的解決に当面実現可能性が無いということになれば、結局、法秩序間の調整は、直接的なアクターである裁判所間での「共生の作法」の形成によるしか無いだろうというのが、月並ながら私の結論です。

1990年代以降2000年代にかけてのEC裁判所、ヨーロッパ人権裁判所、更に国内憲法裁判所が展開してきた判決例を見ますと、ある程度の方向性を看取できるように思います。即ち、各裁判所とも、相互に自律的な法秩序の擁護者として併存しているが、そのような状況を変えることは、少なくとも近い将来には期待し難い。そこで、同種の規範・利益について他の法秩序に属する規範との適合性が問題となった場合、もし相手方の法秩序内部でも、自己の属する法秩序の要求水準をほぼ充足していると認められるなら、相手方の行為・規範については、審査権の行使を自制しよう、というのですが、これは、要するにドイツ連邦憲法裁判所の「ゾーランゲII」決定の根底にある基本的発想と同じです。

先ほど紹介しましたフランス憲法院判例も、EC裁判所で保障される規範については、EC裁判所に任せるという基本的な立場を示している点で、大変興味深いわけです。ヨーロッパ人権裁判所のボスフォラス判例もやはり、EC裁判所の方で相応の基本権保障をしているのならば、一応の人権条約との適合性推定をしようということですので、その方向性にはかなり共通性があるように思われます。

それゆえ、最近の判例法の展開から導くことのできる教訓の一つは、根本的な解決は当面見込めないで、相互に相手方法秩序における保障水準を考慮しつつ、正面衝突の危険を可能な限り小さくするための方策、「共生の作法」を考えようという方向性、姿勢が次第に明らかになってきたということではないかと思えます。

しかしこのことは具体的に言いますと、それぞれ異なる法秩序に属していても、各法秩序に属する裁判所は、相互に相手の判例法を知悉していなければならないということを意味します。実際にも近年、EC裁判所、ヨーロッパ人権裁判所、加盟国の国内最上級審は、相互の判例をよく調査・研究するようになってきました。裁判所同士が、同種の問題が起きたときに、国際裁判所や他の加盟国の裁判所の判例を相互に参照しつつ、抵触の危険を回避するような判例政策を展開するという、地道な努力をするのは当然であり、比較法研究は、裁判所にとっても必須となってきているのです。

これと関連して注目されるのは、上記のような裁判所相互間の、裁判外での交流活動です。裁判事件については公式判例集が刊行されますので、我々第三国の研究者でも比較的捕捉し易いのですが、裁判外の交流の実態を知ることはそう簡単ではありません。しかし、EC裁判所は、既に1960年代から加盟国の国内最上級審のメンバーをEC裁判所に招待し、意見交換を定例化しており、同様の交流をヨーロッパ人権裁判所も行うようになっているようです。

更に、EU域内の最上級審相互間の言わば水平的な交流、情報交換も盛んになってきています²⁶。例えば、EU加盟国の最上級行政裁判所は、協会を組織し、各国共通の課題、——特定国に特殊な問題ではなく、共通の問題ということになると、自然ヨーロッパ法関係のテーマになり易いのは想像に難くないところですので——実際には多くの場合ヨーロッパ法上の問題について情報交換の会合を定期的で開催しています。また、フランス憲法院も1990年代末に、まさにEC法派生法の違憲審査をテーマとして、他の加盟国の憲法裁判所およびEC裁判所のメンバーを招き、研究集会を開催しており²⁷、その後も定期的な交流を推進しています。単なる表敬訪問というレベルではない、憲法裁判所相互間の情報交換が次第になされるようになってきているのです。

こうして、一般にはあまり知られていませんが、ヨーロッパレベルでは加盟国の憲法裁判所、行政裁判所、あるいは国際裁判所が、裁判外でも相互に情報交換をするようになってきており、このような交流は、ヨーロッパにおける多元的法秩序間の調整のための方策として、無視し難い有用性を持つだろうと思います。

結局、ヨーロッパにおける多元的法秩序間の調整について重要なのは、相互の自律性を尊重しつつ対話を継続するという精神、それを実際に支え

る人的な交流、学問的な分野で言えば広い意味での比較法研究の推進だろうと思います。

ご清聴、ありがとうございました。

²⁶ V. par ex., Kemper, Gerd-Heinrich, Dialog des Bundesverwaltungsgerichts mit den obersten Verwaltungsgerichten der Mitgliedstaaten der EU und internationale Kolloquien, in Schmidt-Abmann, Eberhard, Dieter Sellner, Günter Hirsch, et al. (Hrsg.), *Festgabe 50 Jahre Bundesverwaltungsgericht*, Köln, C. Heymanns, 2003, 113.

²⁷ Contrôle de constitutionnalité et droit communautaire dérivé (Conférence des 25 et 26 septembre 1997), Cahiers du Cons. const. 1998, n° 4.